

留守宅の放置予防啓発事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、留守宅の放置予防啓発事業に関する実施要綱（以下「要綱」という）に基づく対応について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(留守宅の放置予防について啓発を行う対象となる者の確認)

第3条 要綱第4条に規定する留守宅の放置予防について啓発を行なう対象となる者（以下「放置予防の啓発対象者」という）については、北九州市と協定を締結した団体に所属するケアマネジャー（以下「ケアマネジャー」という）が口頭で確認する。

(留守宅連携パスへの同意書)

第4条 同意書には、本人及び親族の同意の上、本人及び親族の連絡先を記入してもらう。その際、市から留守宅の管理や活用等に関する情報を送付することについても同意をしていただくこととする。

2 本人が同意書の提出を拒否した場合は、親族にも要綱第2条第1項第6号に規定する啓発パンフを渡すよう依頼する。親族が不在の場合は、空き家活用推進課に相談するよう誘導する。

(啓発パンフの提供)

第5条 要綱第8条の規定により提供する啓発パンフとは、空き家活用推進課及び関係部署が作成した、空き家の未然防止、適正管理、流通・活用、除却に関するパンフレット及びチラシをいう。

2 前項の規定による啓発パンフを、要綱第6条第1項第1号の規定によりすでに本人に渡している場合は、親族にのみ提供する。

3 前項の規定による提供方法は、原則、郵送とする。

(連絡会及び研修会の開催)

第6条 空き家活用推進課は、必要に応じて連絡会及び研修会を開催し、ケアマネジャーの本事業に関する活動の実態把握や情報共有に努める。

(地域包括支援センターの支援)

第7条 地域包括支援センターは、必要に応じて放置予防の啓発対象者又はケアマネジャーへの支援を行う。

(区役所総務企画課の支援)

第8条 各区役所総務企画課は、必要に応じて放置予防の啓発対象者又はケアマネジャーへの支援を行う。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月15日から施行する。